



日本共産党大田区議会議員

大竹辰治 ミニレポート

発行 大竹辰治事務所
 日本共産党 区議会控室
 大田区蒲田 5-13-14
 電話(5744) 1 4 7 7
 事務所 大田区西蒲田5-9-12
 電話(3735) 2 6 1 1
 自宅 大田区東矢口3-11-19
 電話(3736) 4 2 0 2
 E-mail: tootake@apricot.ocn.ne.jp
 http://www10.ocn.ne.jp/~tootake/

国・都・区各種給付金の申請 不明な点はご相談下さい

6月1日から各家庭に特別定額給付金の申請用紙が郵送開始

6月1日から区内各家庭に特別定額給付金(10万円/1人)の申請用紙が郵送されます。

申請用紙の他に用意するもの
 世帯主・代理人の本人確認ではない
 ずれか一つのコピーが必要です。

- 健康保険証
- 介護保険被保険者証
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- マイナンバーカード
- 住民基本台帳カード
- パスポート
- 在留カード
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳(愛の手帳)
- 世帯主の氏名・生年月日の確

認出来るようにコピーをお願いします。

生活保護受給者世帯で

上記の本人確認書類が無くても保護開始決定書、または今年の保護変更決定通知書のコピーで良くなりました。

ケースワーカーが担当している生活保護の方々に電話でお知らせします。

振込口座が確認できる書類

○キャッシュカード
 ○通帳(名前、金融機関名、支店名・支店コードと口座番号が確認できる面のコピー)
 受取方法の記入欄では、振込口座の金融機関コードが分からない場合は記入しなくても受け付けてもらえます。

特別定額給付金申請書

大田区長宛
 〒118-8504 大田区大田2-17 特別定額給付金申請受付窓口
 本申請書の送付先は「世帯主」または「世帯主が指定した受取先」です。

世帯主(申請・受領者)

氏名	姓	名	住所	〒	市	区	町	丁目	番	号	分	号
申請日	年	月	日	電話								

給付対象者(世帯に限りません)

氏名	生年月日	性別	申請
1 氏名	生年月日	性別	<input type="checkbox"/>
2 氏名	生年月日	性別	<input type="checkbox"/>
3 氏名	生年月日	性別	<input type="checkbox"/>
4 氏名	生年月日	性別	<input type="checkbox"/>
5 氏名	生年月日	性別	<input type="checkbox"/>
6 氏名	生年月日	性別	<input type="checkbox"/>

受取方法(希望する受取方法に下記の①-④のチェック欄にチェックを入れてください。必ず1つは記入してください。複数記入も可能です。)

①ゆうちょ銀行以外の金融機関へ振込

振込先	振込方法	振込口座	振込金額	振込回数	振込日	振込先	振込口座
ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行

②ゆうちょ銀行へ振込

振込先	振込方法	振込口座	振込金額	振込回数	振込日	振込先	振込口座
ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行

③世帯主もしくは代理人のいずれか金融機関口座を希望できない場合は、④のチェック欄に①-④のチェックを入れてください。あらかじめご確認をお願いします。

見本

給付金の受け取りを希望する方は、チェックしないでください

見本

希望する振り込み方法にチェックを入れ、口座情報を記入してください。

東京都感染拡大防止 協力金申請受付 1次締め切りは6月15日

4月16日から5月6日まで
の全ての期間において、東
京都の要請に応じて、休業・
時間短縮等の自粛を行った事
業者に協力金・法人100万円、
個人50万円が支給されます。
申請の締め切りは6月15日
です。

また第2次の感染拡大防止
協力は6月17日から受付が
開始されます。

東京都理美容事業者 の自主休業に係る給 付金申請受付 締め切りは6月15日

理美容の事業者で都の要請
を受けて4月30日から5月6
日まで休業した事業者は1事
業所に15万円が給付されます。
申請の締め切りは6月15日
です。

東京都の申請で用意するもの

- 申請用紙
- 誓約書
- 支払口座振込依頼書
- 確定申告書（昨年の営業が確認できるもの）
- 直近の売上が確認できる帳簿
- 自粛要請に応じた店頭ポスター
- 店舗の写真（店名入外景）
- 店内の様子がわかる写真
- 営業許可証等
- 本人確認の書類（運転免許証、パスポート、保険証等）

国の持続化給付金は 昨年同月比で売り上 げ半減が対象 来年1月15日締め切り

新型コロナの影響で売り上
げが前年同月比で半減した事
業主に、生業を維持するため
の給付金を個人事業主に100万
円、法人には200万円が給付さ
れます。締め切りは来年の1
月15日 までです。

締め切りまでに、対象月が
発生したら申請できます。

申請で用意するもの

- 確定申告書（昨年の営業が確認できるもの）
- 半減した月の売上が確認でき
る 帳簿
- 本人確認の書類（運転免許
証、住民基本台帳カード、
マイナンバーカード、在留
カード、パスポート+住民
票、保険証+住民票）
- 振込先の口座の通帳
が必要です。

法律相談

顧問弁護士による法律相談です。
お気軽にご利用ください(毎月第2水曜日)

7月8日・8月12日

午後1時～3時

場所 大竹辰治事務所（西蒲田大城通り）

事前にお電話くださいTEL (3735) 2611

各種給付金の 相談を受けます

日本共産党 区議会控室
大田区蒲田5-13-14 電話(5744) 1477

事務所 大田区西蒲田5-9-12
電話(3735) 2611
FAX (3736) 9453